

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年11月29日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和4年10月18日から令和4年11月10日まで
- 2 監査対象 子ども・健康部 子育て支援課
- 3 監査範囲 令和4年4月1日から令和4年8月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金支出事務及び契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）補助金等交付事務について適正な事務処理を求めるもの

地域子育て支援拠点事業費補助金について、申請時に補助事業者から提出された事業計画書の内容の審査が十分にできておらず、開設月数、開設日数及び職員配置が誤って記載されていた。また、小郡市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱で定める職員配置要件とは異なる区分で交付決定を行っていた。

市は申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金等の交付について、法令及び予算等に照らして適否を決定するものとなっている。補助金交付を行う際には、適正な事務を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

①文書管理が適正でないもの

（2）調定事務（1件）

①調定時期が適正でないもの

（3）その他支出事務（1件）

①支出負担行為の時期が適正でないもの

（4）契約事務（2件）

①契約事務手続が適正でないもの

②必要書類の提出がなされていないもの

（5）物品管理事務（1件）

①備品台帳の記録が適正でないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。